

～ 出張報告 ～

米国出張報告 (Law, Justice and Development Week 2014 参加)

国際協力部教官
須田 大

第1 はじめに

国際協力部では、2014年10月20日から同月24日までの間、米国ワシントンD.C.において行われた「Law, Justice and Development Week 2014」(以下「LJDWeek 2014」という。)に参加し、いくつかのプログラムを傍聴したほか、独立行政法人国際協力機構(JICA)と共に「Knowledge Café」というイベントに発表者として参加するなどしたので、その概要を報告する。

第2 LJDWeek2014 参加の趣旨等について

Law, Justice and Development Weekは、世界銀行法務部が中心となって、2010年以降、米国ワシントンD.C.にある世界銀行本部において、毎年1回開催している国際会議である。

本年度のLJDWeek2014は、「ポスト2015開発アジェンダ」及び「ヨーロッパ」をテーマとして行われた。

当部では、毎年1回、1月下旬にJICAとの共催で法整備支援連絡会を開催しており、2015年1月23日開催の第16回法整備支援連絡会では、2015年以降の開発目標、いわゆる「ポスト2015開発アジェンダ」の内容が活発に議論されていることに鑑み、テーマを「ポスト2015時代の法整備支援」と設定し、我が国の法制度整備支援が今後どのように発展し更なる進化を遂げていくべきかを、特に開発目標との関わりという観点から議論してみたいと考えていた。そこで、今回、前記のJICAや名古屋大学と共にプログラムの主催に協力することに加え、第16回法整備支援連絡会のテーマに深く関わる「ポスト2015開発アジェンダ」に関する情報を収集し、同会合に集まる国際機関や他ドナー等からの開発分野の担当者や研究者との人間関係を構築することを大きな目的としてLJDWeek2014に参加することとした。

当部から参加したのは、当部の柴田紀子副部長、国際協力専門官の千同舞及び小職の3名である。

第3 参加、傍聴したプログラムの概要

以下では、メインイベントの基調講演、参加したプログラム等を主に紹介する。

1 基調講演

10月20日、国際連合副事務総長の Jan Eliasson 氏による基調講演が行われ、同講演を傍聴した。同氏は、在米国スウェーデン大使、外務大臣、ダルフルの国連全権大使などを歴任し、2012年3月に国連副事務総長に指名され、同年7月から現職に就いている。

基調講演において、同氏は、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の中には、まだアフリカ地域などを中心に、貧困、水資源、初等教育、飢餓、気候変動、ジェンダーなど達成されていない課題が残っていることを述べた上で、サイバー犯罪や組織犯罪、高齢者人口の増加や若年者の非雇用、都市への人口集中のほか、非国家組織体の力の増大によりコントロール困難なテロリスト犯罪や組織犯罪等が増え伝統的な外交が無力化してきたことなど、新たな問題の発生を指摘し、これに対処するためには、国家や国際機関による世界的な取組、国家、国連や世界銀行といった国際機関、市民社会、アカデミックなどによる横断的で世界的な協力が必要であることを強調された。

2 サイドイベント「Learning Curve in Capacity Development and Technical Assistance for Rule of Law Implementation in Asia」

同イベントは、10月20日、名古屋大学と JICA が主体となって実施したものであり、JICA シニアアドバイザーの佐藤直史氏から、「ベトナムにおける法運用強化に向けた日本の支援」、ベトナム司法省国際協力局長 Oanh 氏から「ベトナムの法制度改革支援におけるドナー国の役割とドナー協調」、名古屋大学の市橋克哉教授から「法の支配の実行支援におけるキャパシティビルディングの役割」と各題するテーマで発表が行われた。

佐藤氏からは、ベトナムにおける JICA 支援の歴史、法制度が機能するための人材育成の重視とベトナムでの実践例が紹介され、Oanh 氏からは、ベトナムの法制度改革の中で JICA を始めとする各ドナーが果たした役割とドナー協調のためにベトナム側が主体的に行っている会合などが紹介され、市橋教授からは、ウズベキスタンに対する支援例に基づき、支援を受ける側との協調の重要性、歴史文化を理解することの重要性、法の多元性の観点の重要性などが語られた。

本イベントにコメンテーターとして参加した Loyola University の Bill Loris 教授からは、「日本のアプローチは長期的な視点に立っている点が素晴らしい。中核部分で行われたキャパシティビルディングが起こす波及効果も大きいだろう。開発援助は人間開

発であり、日本は自身が明治時代からたどった道のりを正に支援の中で実践しているのだと思う。」などのコメントが出された。

3 Knowledge Café

(1) イベントの概要

Knowledge Caféとは、テーマごとにテーブルが設けられ、スピーカー1～2名が数分内でその知見を発表し、各テーブルに着いた一般参加者と協議をするという参加型のトークセッションである。

LJDWeek2014では、10月21日、Knowledge Café1として、貧困根絶や公正性・経済発展の促進のための法の支配アプローチ (Table 1)、性の公平性のための法の支配アプローチ (Table 2)、持続的な環境のための法の支配アプローチ (Table 3)、健康と社会開発のための法の支配アプローチ (Table 4) の4テーマで4テーブルが設けられ、Knowledge Café2として、「グッドガバナンスと開発の実現・促進を図るものとしての情報アクセス～アラブ地域における最近の実例からの洞察 (Table 1)」、「ラテンアメリカにおける非行予防政策と少年司法の運営の近代化を通じた市民安全保障の改善 (Table 2)」、「ブラジルにおけるADRの成功例 (Table 3)」、「ミャンマーにおける法の支配の支援～日本のアプローチ (Table 4, 以下「日本セッション」という。)」の合計8テーマでテーブルが設けられ、実施された。

そのうち、日本セッションについては、佐藤氏と当部柴田副部長がスピーカーとして参加した。

なお、セッションは、3つのサブセッション (各20分) に分けられ、発表者側はテーブルを移動せず同じ内容の発表を3回行い、参加者はテーブルを順次移って異なるテーブルの議論に参加し、世界銀行からの参加者がラポーターとして意見交換を傍聴してレポートするという形式で実施された。

(2) 日本セッションの概要

日本セッションでは、ミャンマーを例にとった日本の法制度整備支援の手法について紹介することとし、佐藤氏、柴田副部長が交互に数分ずつ発表した後、参加者からの質疑応答に対応した。発表では、ミャンマーでの支援を例にとりながら、日本の支援手法の特殊性、すなわち、日本の法制度を相手方に押し付けるのではなく、相手方の実情に合う法制度を相手方が選択することを目指し、①現地でのワーキンググループの結成、②日本人長期専門家の派遣、③国内アドバイザーグループによるサポートという充実した実施体制でもって支援に臨んでいることなどを説明し、参加者からはこの日本の支援の実施体制はユニークなものであるとして高い関心が

示された。

(3) その他のセッションの概要

その他のセッションのうち、小職が参加したものの一部を紹介する。

Knowledge Café 2 Table2 では、Adam Blackwell 氏 (Secretary for Multidimensional Security, Organization of American States) や Cristina Goni 氏 (Secretary General, International Juvenile Justice Observatory) により、ラテンアメリカにおける若者の暴力犯罪の最近の傾向と課題、子どもや若者のための刑事政策及び司法行政における政府による法制度改革などについて紹介があり、ラテンアメリカでは少年の凶悪犯罪発生件数 (特に銃器犯罪, 殺人) が増加しており、これに対処するため家庭環境や就業環境を含む社会環境の整備等の改善を図り市民生活の安全に繋げる努力をしていることが発表された。

Knowledge Café 2 Table 3 では、Danielle de G.G. Arle 氏 (ブラジル, ミナス・ジェライス州検察官) により、検察官が裁判前の民事紛争解決に関与する制度が紹介された。ブラジルでは民事事件に関する大量の長期未済が問題になっていたため、ADR の一つとして、最近、検察官が紛争当事者からの申出を受け中立な調停人を選任し和解に導く制度を設けたとのことであり、まだ適用事例は 50 例ほどであるが成功しているとの評価を得ていることが発表された。

4 そのほか

以上、LJDWeek2014 のメインイベントとなる基調講演と日本の関係機関が関わったイベント等について紹介したが、そのほかにも、「ポスト 2015 開発アジェンダの実施」(10 月 20 日実施)、「法の支配, 公正な裁判, 司法の独立を強化するための裁判モニタリング」(10 月 22 日実施)、「反汚職ネットワーク～東欧と中央アジア」(10 月 22 日実施)、「グッドガバナンス強化のためのエンフォースメント」(10 月 23 日実施)、「汚職の誘因」(10 月 23 日実施) などを傍聴した。

基調講演, 参加あるいは傍聴したイベントの中で、Rule of Law の重要性について言及されることが多々あり、開発課題を解決する基盤となるものか、あるいは達成すべき開発課題そのものかについての違いはあるが、開発援助の全体的潮流として 2000 年からの 15 年間の経験に基づき、Rule of Law の重要性が共通認識として醸成されていることを感じた。

第 5 終わりに

今回、この種の国際シンポジウムに参加し、他の機関の発表事例に触れたり、日本

の支援の特長に関して第三者的視点からの質問を受けたりなど、非常に啓発されることが多く、自国の支援を見直す非常に良い機会となった。また、この出張中に構築できた人間関係を基に、第16回法整備支援連絡会では、世界銀行から Heike Gramckow 氏を、国連開発計画からは Alejandro Alvarez 氏をゲストスピーカーとして招へいすることが実現できた。その意味でも、今回の出張の意義は大きかったと感じている。法制度整備支援、あるいは国際協力の現場では、関係者相互の人間関係が非常に重要であることは言をまたないが、今回の LJDWeek2014 というシンポジウムでも、世界中の国々、多くの関係機関から集まった関係者が、旧知の者と再会しあるいは新たに人間関係の幅を広げ、親しく話をしていった。当部もようやく国外の関係機関との人間関係が構築され始めているところであり、今後もこの人間関係を維持し、更に発展・拡大させていくために、国内・国外を問わず、この種の会合には積極的に参加すべきであると強く感じた次第である。

最後に、今回、このような貴重な機会を与えていただいたこと、出張中、いろいろな知見を与えてくださった関係者の方々に対して、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げたい。

以 上